

公益社団法人岡山県文化連盟会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県文化連盟定款(以下「定款」という。)第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費の年額は、定款第5条の会員種別に応じて次のとおりとする。

(1)正会員

アの団体

①500人以上の団体	20,000円
②100人以上500人未満の団体	10,000円
③100人未満の団体	5,000円

イの団体

①人口30万人以上の市の文化協会	20,000円
②①以外の市の文化協会	10,000円
③人口1万人以上の町の文化協会	5,000円
④人口1万人未満の町村の文化協会	3,000円

ウの団体又は個人

10,000円

エの市町村

①人口30万人以上の市	150,000円
②人口10万人以上30万人未満の市	50,000円
③人口10万人未満の市	30,000円
④人口1万人以上の町	10,000円
⑤人口1万人未満の町村	3,000円

オの岡山県

1,000,000円

(2)賛助会員

団体(1口) 10,000円

個人(1口) 3,000円

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入)

第4条 正会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を公益社団法人岡山県文化連盟事務局が定める日までに納付しなければならない。ただし、事業年度の中途に入会した正会員は、その会費を入会時に納付するものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。